

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年五月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十六年七月二十二日

指令川建セ第二六〇〇三三〇号

二 検査済証番号

平成二十七年五月十三日

川建セ第二七〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字陣屋東八百十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田七百九十三番地一

清水俊輔